

各都道府県介護保険担当課（室）
各保険者介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

第 97 回 社会保障審議会介護給付費分科会
の審議結果について

計 1 1 枚（本紙を除く）

Vol.346

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日

厚生労働省老健局老人保健課

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3961、3949)
FAX : 03-3595-4010

平成 25 年 12 月 11 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局 老人保健課
介護保険計画課

第 97 回 社会保障審議会介護給付費分科会の審議結果について

介護保険制度の推進につきまして、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。先日 4 日付けで介護保険最新情報により介護給付費分科会介護事業経営調査委員会での議論を踏まえた情報を提供したところですが、今般、第 97 回社会保障審議会介護給付費分科会（以下「分科会」という。）が開催され、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等についてご審議頂き、消費税率 8 %への引上げに対応するための審議報告が議論されたところです。このうち、区分支給限度基準額については、「消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること等から、引き上げることとする。なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げないこととする。」という結論が得られました。

つきましては、各保険者のシステムについて改修を行うことが必要となりますので、以下の点にご留意の上、必要な対応をお願いいたします。

（１）システム改修の必要性

今回の分科会において、平成 26 年 4 月から、介護報酬改定と区分支給限度基準額を見直すことについて結論を得られたところです。このうち、区分支給限度基準額の見直しについては、通常の介護報酬改定とは異なり、保険者の保有する保険者システムについて、受給者台帳上の区分支給限度基準額を改定するシステム改修が必要になると考えられます。

（２）当面必要な対応

各保険者におかれては、平成 26 年 4 月からの介護報酬改定と区分支給限度基準額の見直しが確実に実施されるよう、システム改修について予算担当者やシステムベンダー等の関係者のご検討頂き、必要な予算の確保をお願いするとともに、消費税引き上げ後にサービス利用者が不利益を被ることがないように、適切なシステム改修作業の実施に向けご準備をよろしくお願い申し上げます。なお、システム改修経費の補助については、現

在一定的措置を講じるべく検討中です。

(3) 特定福祉用具販売及び住宅改修に係る支給限度基準額の取扱

特定福祉用具販売及び住宅改修に係る支給限度基準額については、分科会で議論の結果、今回の消費税の引き上げに際しては引き上げないこととされておりますのでご留意下さい。

(4) 保険者が独自に区分支給限度基準額を設定している場合の対応

介護保険法第43条第3項に基づき独自に区分支給限度基準額を設定している保険者におかれては、今回の分科会の議論を踏まえつつ、26年4月の消費税引き上げについてどう対応するか考え方を整理の上、必要な対応の検討をお願いいたします。

(5) 当面のスケジュール

消費税の引上げに伴う介護報酬改定と区分支給限度基準額の具体的な内容は、予算編成過程で決定される改定率と来年1月に開催される予定の分科会におけるご議論を踏まえ、告示等の改正を行う予定です。引き続き、分科会の動向にご留意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

～介護事業経営調査委員会(12月4日開催)における議論の総括(まとめ)～

- 介護保険サービスに関する消費税8%引上げ時の対応について、去る12月4日に開催された介護事業経営調査委員会における議論の結果、同委員会としての対応案は以下のとおりとされた。

1. 介護報酬における対応について

- 基本単位数への上乗せ率は、各サービスの課税割合に税率引上げ分を乗じて算出。
- 加算の取扱いについては、基本単位数に対する割合で設定されている加算、福祉用具貸与に係る加算の上乗せ対応は行わない。
- その他の加算のうち、課税費用の割合が大きいものについては、基本単位数への上乗せ率と同様に課税費用に係る上乗せ対応を行う。また、課税費用の割合が小さいものなど、個別に上乗せ分を算出して対応することが困難なものについては、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乗せ対応を行う。

2. 基準費用額、特定入所者介護サービス費(居住費・食費関係)、区分支給限度基準額について

- 基準費用額については、平均的な費用の額等を勘案して定められるものであり、食費、居住費の実態を調査した結果を踏まえて据え置く。
- 利用者の負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めていることから見直さない。
- 区分支給限度基準額については、消費税引上げの際の重要な論点であり、当委員会の意見として、次の点に留意しつつ、介護給付費分科会で結論を得るべきと考える。
 - ① 消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスのサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える可能性があること。
 - ② 平成27年度に予定されている消費税10%引上げ時には、通常の改定時の対応に加えて、今回の消費税引上げ時の対応と同様のシステム改修を要する可能性があるとともに、医療保険における議論の動向も踏まえて検討する必要があること。

論点

① 消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える可能性がある。

- ・ 現状、利用者に占める区分支給限度基準額を超えている者の割合については、中重度の要介護者の比率が相対的に高い。このため、消費税引上げに伴い、中重度の要介護者により大きな影響が及ぶこととなる。

② 区分支給限度基準額の見直しに当たっては、要介護ごとの標準的なサービス利用例により、サービスの利用実態等を踏まえる必要がある。

- ・ これまでの検討では、見直しに当たっては、通常の改定時においてサービスの利用実態等を踏まえる必要があると指摘されてきた。

③ 平成27年度に予定されている消費税10%引上げ時には、通常の改定時の対応に加えて、今回の消費税引上げ時の対応と同様のシステム改修を要する可能性があるとともに、医療保険における議論の動向も踏まえて検討する必要がある。

- ・ 仮に区分支給限度基準額を引き上げる場合、これまで現行水準を見直したことがないこともあり、通常の改定時とは異なるシステム改修を要する。

対応方針(案)

○ 区分支給限度基準額の見直しに当たっては、サービスの利用実態等を踏まえる必要がある。そこで、通常改定時に検討すべきである。しかし、今回は消費税引上げを契機とするものであり、システム改修に伴う保険者等の負担にも留意する必要があるものの、消費税引上げに伴い不利益を被るサービス利用者をできる限り少なくすることにも留意すべきである。

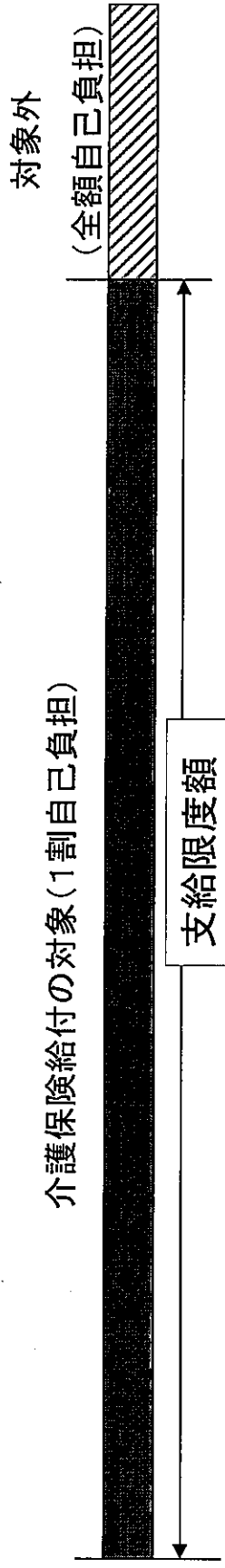
○ このような観点を踏まえ、今回の消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスの利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること、及び、中重度の要介護者により大きな影響が及ぶことから、消費税引上げによる影響分については、区分支給限度基準額を引き上げることとしてはどうか。

○ なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げないこととしてはどうか。

(参考) 区分支給限度基準額について

○ 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。

→ 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額利用者負担。



○ 要介護度別の支給限度額と平均的な利用率

	支給限度額 (円)	受給者1人当たり 平均費用額(円)	支給限度額に 占める割合(%)	支給限度額を 超えている者(人)	利用者に占める支給限度額 を超えている者の割合(%)
要支援1	49,700	22,750	45.8	2,861	0.7
要支援2	104,000	41,530	39.9	1,141	0.2
要介護1	165,800	73,280	44.2	12,008	1.6
要介護2	194,800	100,850	51.8	23,865	3.3
要介護3	267,500	150,480	56.3	13,314	3.1
要介護4	306,000	183,050	59.8	11,629	3.9
要介護5	358,300	225,050	62.8	8,793	4.4
合計				73,611	2.2

※平成25年介護給付費実態調査(5月審査分)を基に作成

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

(参考) 特定入所者介護サービス費（居住費・食費関係） 区分支給限度基準額に係るこれまでの議論について

特定入所者介護サービス費に係るこれまでの議論

平成24年改定時

ユニット型個室について、低所得者の負担が大きく入所が困難との指摘を踏まえ、利用者負担段階第3段階のユニット型個室について、負担限度額を5万円→4万円に引き下げた（制度改正）。

区分支給限度基準額に係るこれまでの議論

平成15年改定時

マイナスイタス改定であったが、サービスの平均的な利用率が区分支給限度基準額に対して4割から5割程度、限度額を超えて利用している者の割合が2%から3%程度であること、また、改定内容をトータルで見るとそれほどの大きな変動幅ではないとし、変更せず。

平成18年改定時

介護給付費分科会の審議報告において、要支援者の区分支給限度基準額については適正化の観点から設定することとされた。これを受け、要支援者の標準利用例の見直しを行い、要支援1及び要支援2の区分支給限度基準額を設定した。

平成21年改定時

プラス3%の改定に伴い、区分支給限度基準額を引き上げるべきとの意見があったが、サービスの平均的な利用率は区分支給限度基準額に対して6割、もしくはそれ以下であること、また、保険で手当てするサービス量が増え、介護保険財政にとっては負担増となることから、財源の議論の中で併せて検討するべきとして、変更せず。

平成24年改定時

平成22年に実施した「区分支給限度基準額に関する調査」の調査結果（平成23年2月に介護給付費分科会に報告）において、「区分支給限度基準額については、まず、ケアマネジメントの実態を踏まえた上で、議論をするべきではないか」との「まとめ」を行い、引上げについて実質的な議論を行うことなく、変更せず。

特定福祉用具販売と住宅改修の制度概要

特定福祉用具販売	
概要	入浴や排せつ等に用いる福祉用具 (特定福祉用具)の購入(償還払い)
対象となる 福祉用具の 種目	・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、入浴用介助ベルト) ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分
支給限度 基準額	10万円 ※要支援、要介護区分にかかわらず 定額 ※同一支給限度額管理期間内 (4/1～3/31の1年間)は、用途 及び機能が著しく異なる場合、並び に破損や要介護状態の変化等の特 別の事情がある場合を除き、同一 種目につき1回のみ支給
給付割合	購入費の9割
給付額	現に要した費用

住宅改修	
概要	自宅に手すりを取付ける等の住宅改修(償還払い)
対象となる 住宅改修の 種類	・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
支給限度 基準額	20万円 ※要支援、要介護区分にかかわらず 定額 ※原則、一人、一生涯、同一住居に 対して支給限度額を管理 ※要介護状態区分が重くなったとき (3段階上昇時)、また、転居した場 合は再度20万円
給付割合	住宅改修費の9割
給付額	現に要した費用

介護保険サービスに関する消費税の取扱い等に係る審議報告（案）

社会保障審議会介護給付費分科会
平成 25 年 12 月 日

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の規定により、今後、消費税率の引上げが行われることから、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について、これまで介護事業経営調査委員会において5回にわたり検討を行うとともに、介護給付費分科会において委員会からの報告内容に基づき検討を行ってきた。

これまでの委員会及び分科会における議論を踏まえ、以下の基本方針に基づき、平成 26 年 4 月に予定されている消費税率 8 % への引上げに対応することが必要である。

基本方針

1. 介護報酬とは別建ての高額投資対応について

- 介護サービス施設・事業所における高額な投資に係る消費税負担の実態を把握するため、「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査」を行うとともに、この調査結果を踏まえ、介護報酬とは別建ての高額投資対応を行うこと（例えば、高額投資対応に必要な財源をプールして基金を造成し、介護サービス施設・事業所からの申請に基づいて、審査・支給する仕組みを創設すること）について検討を行った。
- 設備投資に関する調査結果では、介護における高額な投資は建物が大宗を占めているが、介護保険三施設（短期入所含む）における居住費（滞在費）は保険給付の対象外となっている。また、仮に高額投資の別建て対応を行う場合、設備投資は年度による変動幅が大きいと考えられることから、年度ごとの投資実績に応じた対応について必要な財源規模を正確に見込むことは困難と考えられる。
- さらに、別建て対応を行う場合、高額な設備投資の多い施設・事業所については、一定程度負担感が緩和されるものの、施設・事業所及

び保険者等において新たにシステム対応が必要となるなど、対応に伴うメリットとともにデメリットも考慮する必要がある。

- 以上のことから、消費税率 8 % 引上げ時には、介護報酬とは別建ての高額投資対応は行わない。

2. 介護報酬による対応について

- 介護報酬における考え方や診療報酬における過去の対応、医療保険における議論の動向を踏まえながら、介護報酬への上乗せの具体的な方法について、基本単位数に消費税対応分を上乗せする案、基本単位数に加え、消費税負担が相当程度見込まれる加算単位数にも消費税対応分を上乗せする案及び 1 単位単価に消費税対応分を上乗せする案の 3 案に基づき検討を行った。
- 1 単位単価への上乗せでは全ての施設・事業所に一律の手当となるため、分かりやすい反面で画一的な対応とならざるを得ない。また、基本単位数への上乗せのみでは、サービス種別に配慮した対応が可能となるものの、同一のサービスにおいては全ての施設・事業所に一律の手当となる。これに対し、基本単位数に加えて加算単位数にも上乗せを行う場合は、施設・事業所の消費税負担の実態により配慮した手当ができるものと考えられる。
- このため、上乗せの方法としては、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算があれば、それらにも上乗せを行う。
- なお、具体的な算出に当たっては、「平成 25 年度介護事業経営概況調査」の結果等により施設・事業所の課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当を行う。

(1) 基本単位数への上乗せ

- 基本単位数への上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税割合を算出し、これに税率引上げ分を乗ずる等により基本単位上乗せ率を算出する (P)。

[注]

平成 26 年度予算編成過程において医療保険と併せて決定される取扱いにより記述

(2) 加算の取扱い

- 各加算の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - ① 基本単位数の割合で設定されている加算については、基本単位数への上乗せで手当されること、福祉用具貸与に係る加算については、交通費相当額と設定されていることから、これらの加算については上乗せ対応を行わない。
 - ② 上記以外の加算のうち、課税費用の割合が大きいと考えられるものについては、基本単位数への上乗せ率と同様に課税費用に係る上乗せ対応を行う。
 - ③ 一方、課税費用の割合が小さいものや、もとの単位数の設定が小さく、上乗せ分が1単位に満たないものなど、個別に上乗せ分を算出して対応することが困難なものについては、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乗せ対応を行う。

3. その他

- 上記の他、施設サービスにおける基準費用額・特定入所者介護サービス費及び在宅サービスにおける区分支給限度基準額の取扱いについても検討を行った。
- 基準費用額については、平均的な費用の額等を勘案して定められるものであり、食費、居住費の実態を調査した結果、現行の基準費用額を設定した際の費用額と、消費税引上げの影響を加味した費用額に一定の変動が認められるものの、第5期介護保険事業計画期間の中途において見直しを要するほどの変動幅ではないことから、据え置くこととする。
- 負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めていることを踏まえ、見直しは行わない。
- 区分支給限度基準額については、消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用している

にもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること等から、引き上げることとする。

- なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げないこととする。

以上